

八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、果樹振興による農業と観光が融合した地域づくりを進めるため、町が推奨する品種の果樹生産を実施する事業において、果樹苗木の購入経費に対し、八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、本町の果樹振興を図ることを目的とする。その補助金については、八千代町補助金等交付規則(昭和43年規則第13号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に住所を有する果樹生産に取り組もうとする者であって、町税等の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が観光農園又は販売を目的として、八千代町果樹産地構造改革計画において推奨している果樹苗木を、町内において新植又は改植する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の事業に係る果樹苗木10本以上の購入に要する経費とする。

(補助率及び補助上限額)

第5条 補助率は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、補助上限額は10万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査して、これを正当と認めるときは、八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の内容に変更が生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した八千代町推奨果樹苗木購入支援事業

補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第9条 町長は、前条に基づく変更承認申請書の提出があった場合は、審査のうえ、交付決定の変更を行い、八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、その完了後20日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 町長は、第3条の補助対象事業について、前条の規定により提出された報告書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、交付する補助金の額の確定を行い、八千代町推奨果樹苗木購入支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)をもって当該報告者にその旨を通知する。

(補助金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者に対しては、交付を行った補助金を返還させることができる。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。